

**小村寿太郎侯生誕 170 周年記念
レシピコンテスト開催等業務委託**

公募型プロポーザル

募集要領

小村寿太郎侯生誕 170 周年記念レシピコンテスト開催等業務委託公募型 プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、日南市（以下「本市」という。）が小村寿太郎侯生誕 170 周年等記念事業において、レシピコンテスト開催等業務を実施することにより、小村寿太郎侯を顕彰するとともに、食を通して青少年が地域の歴史や文化等を学ぶ機会とし、さらに、地域の食文化の振興を図って本市の魅力を広く発信する業務を委託する事業者（以下「受託候補者」）の公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

（１） 業務名

小村寿太郎侯生誕 170 周年記念レシピコンテスト開催等業務

（２） 事業内容

小村寿太郎侯生誕 170 周年記念レシピコンテスト開催等業務委託仕様書（以下「仕様書」）のとおり

（３） 実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 24 日（火）まで

（４） 提案限度額

3, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザル方式及びその理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績などを総合的に評価し、本市の目的に合った事業者を選定するため、公募型プロポーザルを行う。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- （２） 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- （３） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 宮崎県内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (6) 国税、地方税等の各種税金の滞納がないこと。
- (7) 参加申込書の提出期限までに官公庁から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (9) 代表者又は役員が暴力団等（日南市暴力団排除条例（平成 23 年日南市条例第 29 号）第 2 条第 1 号に掲げる暴力団、同条第 2 号に掲げる暴力団員又は同条第 3 号に掲げる暴力団関係者に該当するものをいう。以下同じ。）に該当しないこと
- (10) 日南市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱に基づく、指名競争入札参加者名簿に登載されている者（指名競争入札参加者名簿に登載されていない場合は、契約までに搭載されること）
- (11) 日南市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱第 9 条に規定する指名停止を受けていない者

5 受託候補者決定までのスケジュール

項 目	スケジュール
公募開始（参加申込み及び質問受付）	令和 7 年 7 月 17 日（木）
質問受付締切り	令和 7 年 7 月 23 日（水）12 時必着
質問に対する最終回答	令和 7 年 7 月 25 日（金）
参加申込書提出締切り	令和 7 年 7 月 30 日（水）
参加資格審査結果通知	令和 7 年 8 月 1 日（金）メールで通知
企画提案書等の提出締切り	令和 7 年 8 月 12 日（金）17 時必着
審査（プレゼンテーション等）	令和 7 年 8 月 20 日（水）
審査結果の通知（予定）	令和 7 年 8 月下旬
委託業務契約締結（予定）	令和 7 年 8 月下旬

6 質問及びそれに対する回答参加申込書の提出

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

- ①提出書類：質問書（様式第 6 号）
- ②提出方法：電子メール（受付期限内必着）で提出するものとし、その他（電話、FAX 等）の方法では受け付けないものとする。

- (2) 受付期限 令和7年7月23日(水)12時まで
- (3) 提出先 電子メール sosomu@city.nichinan.lg.jp
- (4) 回答 質問に対する回答は、質問者名を伏せて令和7年7月25日(金)17時までに市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の提出

- (1) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申込書(様式第1号)
 - ② 誓約書(様式第2号)
- (2) 提出期限
令和7年7月30日(水) 17時必着
- (3) 提出方法
郵送又は持参により提出すること。
なお、郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法をとること。
- (4) 提出部数
各1部
- (5) 提出先
〒887-8585
宮崎県日南市中央通一丁目1番地1
日南市総合政策部 総務課 総務係
※期限までに参加申込書の提出がない場合、参加資格を失う。

8 企画提案書の提出

提案者は、以下のとおり選考に必要な書類(以下、「提出」書類という。)を総務課に提出すること。サイズは原則日本産業規格によるA4判とすること(A3判による折込頁の挿入は可とする。)

なお、1事業者について1つの提案の提出に限る。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書(任意様式)
 - ② 業務実施体制(様式第4号)
 - ③ 見積書(様式第5号)
 - ④ 会社概要(既存のパンフレット可)
 - ⑤ 登記事項証明書等(商業登記簿謄本等)
 - ⑥ 納税証明書(完納証明書)

(2) 企画提案書の内容

企画提案書は以下の内容について記載すること。

- ① 仕様書に記載された業務内容を実施するための方針
- ② ①で示した方針を実現するために行う具体的な取組内容
- ③ その他提案（仕様書に記載されていない内容でも可）

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法をとること。

また、提出の際は、提出書類をクリップで留めること。

(4) 提出部数

正本1部、副本10部（ただし、上記提出書類のうち⑤、⑥は正本1部のみ）

(5) 提出先

「7 参加申込書の提出」(5)と同様とする。

(6) 提出期限

令和7年8月12日（火） 17時必着

9 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

本件プロポーザルについては、選定委員会を設置し審査を行い、評価基準総合点が最も高い参加事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、見積書の金額により順位を決定する。

また、提案者が1事業者のみの場合は、規定の審査を経た上で、審査委員会の協議により受託候補者となるか決定する。

(2) プレゼン審査

プレゼン審査は、審査委員により、審査基準に基づき提出された企画提案書及びプレゼン内容により審査を行い、最も優れている提案を選定する。

なお、審査方法については次のとおりとする。

- ① 各事業者から提出された企画提案書及びプレゼン内容により審査を行う。
- ② プレゼン審査は、提出書類やモニターを用いた説明を受けて行うものとし、提出期限後の差替えや資料の追加は認めないものとする。
- ⑤ プレゼン審査の日程については、「5 受託候補者決定までのスケジュール」のとおりとする。

(3) 審査基準

評価項目	視点	配点
1 事業遂行能力等		30
(1) 実施体制	人員配置、組織体制等、実施体制は十分に整っているか	(10)
(2) 実施計画	業務が滞りなく合理的に実施できる計画となっており、かつ、具体的で無理のないスケジュールになっているか	(10)
(3) 実績・運営能力	本業務における成果を期待できる実績があるか	(5)
	効果的な業務遂行のために必要なノウハウや技術力を有しているか	(5)
2 企画提案内容等		70
(1) 実施方針（業務理解）	事業目的、事業内容を十分理解した提案となっているか	(10)
(2) 企画提案（実現性）	知識・経験・実績に基づいて、実現性が高い具体的な提案となっているか	(10)
(3) 企画提案（企画性）	小村寿太郎侯の顕彰に効果的な提案となっているか	(10)
	青少年が小村寿太郎侯や地域の食について理解を深める提案となっているか	(5)
	本市の食文化の振興や魅力発信のために効果的な提案となっているか	(5)
	事業の始まり、進捗、結果を広く効果的に発信できる提案となっているか	(5)
	本市の関係者等と連携する内容を含む提案となっているか	(5)
(4) 企画提案（独創性）	本市の特性を生かし、有効かつ独自の視点に立った提案がされているか	(10)
(5) 企画提案（経済性）	事業の経費の積算は適切であるか	(10)

10 審査結果の通知

審査結果については、全ての事業者に書面で通知する。

なお、優先交渉権者との合意が得られず契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者に交渉権が移るものとする。

(1) 通知書発送日

令和7年8月下旬 予定

(2) 審査結果の公表

受託候補者を決定したときは、審査結果通知日の翌営業日以降に市公式ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ① 受託候補者の名称及び点数
- ② 参加業者数
- ③ 受託候補者以外の点数（点数の高い順）

(3) その他

審査内容についての問合せには一切応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

11 契約の締結

企画が採用された事業者は、事業実施の候補者として本市と協議の上、委託契約等必要な契約を締結する。

12 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とし、プロポーザル参加停止になる場合がある。

- (1) 提出書類を期日までに提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があったと認められる場合
- (5) この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助、助言を直接又は間接に求めた場合
- (6) 前各号に定めるものの他に、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が欠格であると認めた場合

13 その他

- (1) 提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

- (2) 書類提出後は、原則として記載内容の変更は認めない。
ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、審査委員会委員長が承諾したものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類については、いかなる理由があっても返却は行わない。
- (4) 参加申込書（様式第1号）の提出以降に辞退する場合は、参加辞退届（様式第2号）を提出すること。
- (5) 提出書類は、本件プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。
ただし、情報公開請求があった場合には、日南市情報公開条例に基づき公開される場合がある。また、関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。
- (6) 企画提案書等の作成のために担当課から受託した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるときその他やむを得ない事情がある場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- (8) 受託候補者となった提案者と協議を行い、企画提案の一部を変更することがある。
- (9) 本事業の実施にあたり作成した成果品の著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有者は市に帰属するものとする。

14 担当課及び書類等提出先

〒887-8585

宮崎県日南市中央通一丁目1番地1

日南市総合政策部 総務課 総務係

T E L : 0987-31-1113 F A X : 0987-23-1853

メール : sosomu@city.nichinan.lg.jp